

令和 5年 7月 日

福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合 殿

会 社 名

印

秘密保持に関する誓約書

福井駅前電車通り北地区A街区第一種市街地再開発事業施設建築物の全体共用部分および施設共用部分における維持管理業務費用等作成提出（以下「本業務」という。）に当たり、貴組合の秘密情報に関し、下記の責務を負うことを確約いたします。なお、万一、本誓約の不履行により貴組合に損害を与えた場合はその損害を賠償することを併せて誓約いたします。

記

1. 秘密情報の定義

本誓約において秘密保持の対象になる情報（以下「秘密情報」という。）とは、本業務の遂行のために貴組合が弊社に提供又は貸与した設計図面、仕様書、その他の資料等（以下「提供資料」という。）及び提供資料に記載された情報並びに本業務において作成された電子ファイル及び電子ファイルに記載された情報をいう。ただし、以下のものは、これに含まれないものとする。

- ① 貴組合が弊社に開示する以前に、既に公知公用のもの。
- ② 貴組合が弊社に開示する以前に、既に弊社が所有していたもの。
- ③ 貴組合が弊社に開示した後、弊社の責によらずして公知公用となったもの。
- ④ 正当な権限を有する第三者から弊社が秘密保持の義務を課されることなく取得したもの。

2. 弊社誓約事項

- (1) 秘密情報を善良な管理者としての注意をもって管理するものとする。
- (2) 秘密情報を本業務の遂行以外の目的に使用しない。
- (3) 本業務に従事する者に対し、本誓約事項を遵守させるものとし、教育指導、その他必要な措置を講じるものとする。
- (4) 秘密情報を厳に秘密として保持し、事前の貴組合の書面による承諾なしに、これを第三者に開示又は漏洩しない。
- (5) 本業務遂行のために第三者を用いる場合は、貴組合情報および貴組合提示の資料は一切使用しない。
- (6) 本業務が終了したときは、提供資料をその複製、複写物を含めて直ちに貴組合に返還するとともに、電子ファイルがある場合は、その複製、複写物を含めて消去し、再生することが不可能な状態にするものとする。
- (7) 本業務にかかわる個人情報を適正に管理し、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、他の目的には使用しないものとする。

3. 本誓約書条項に違反ある場合は、本業務に係る契約等または優先交渉権等取得後に貴組合がこれを無条件で解除しても、異議・苦情の申立て、損害賠償の請求等を一切行わないものとします。

以 上